

午前10時00分 開会

議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第7号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

（建設水道委員会委員長・首藤 正君登壇）

建設水道委員会委員長（首藤 正君） 建設水道委員会は、去る12月2日及び12月9日の本会議において付託を受けました議第83号平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分外4件について、12月10日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第83号平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分についてであります。

まず建築指導課関係部分では、建築確認時に行う構造計算手数料が、医療施設関連の増改築や社会福祉施設などの申請件数の増加により、審査手数料の追加に伴う補正をいたしたいとの説明がなされた次第であります。

次に道路河川課関係部分では、国の経済危機対応地域活性化予備費を活用して、河内田代別府線道路整備を行うとともに、繰越明許費の補正もあわせて行いたいとの当局説明がなされましたが、委員より、この道路は生活道路でもあることから、住民の利便性に配慮するとともに、山家地域や迫地域における道路整備も含め一体的に行う必要があるとの質疑や要望がなされました。

このほか下水道課関係部分についても当局説明がなされましたが、最終的に議第83号関係部分については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

続きまして、議第104号指定管理者の指定についてであります。

都市公園法に基づき、実相寺公園内に建設された集会所の指定管理者に、緑丘自治会を指定いたしたいとの説明がなされました。

これに対して委員より、管理費や利用形態等について質疑がなされ、当局より、本来であれば公募し選定すべきであるが、建設の経緯や利用者の大半は地元住民であること、また地域密着型の運営をしており、管理費等の支出はないことから、引き続き同自治会を指定いたしたいとの当局説明を適切妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決したものであります。

続いて、議第107号市道路線の認定及び廃止についてであります。亀川駅自由通路整備に伴う道路外5路線の認定及び起点の変更による下コガ馬場線を廃止したいとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議第86号別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）下水道課関係部分では、流川通り汚水・雨水管渠布設工事及び石垣5号線雨水幹線整備工事などの施工における地元との調整や騒音対策、さらには地下埋設物の対応などに不測の日数を要したことから、繰越明許費補正をいたしたいとの当局説明を適切妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決したものであります。

最後に、議第110号平成22年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

まず建築住宅課関係部分では、現在、市が管理している37住宅181棟のうち、建設年度及び現地調査による雨漏りのおそれがある上野口住宅及び石垣原住宅並びに石田住宅のうち計6棟において屋上防水改修工事を行い、さらに老朽化した住戸用の分電盤取りかえ工事を宮園住宅、向原住宅及び石垣原住宅のうち8棟170戸で実施するための補正予

算であるとともに、地元企業を支援するための市独自の経済対策予算であるとの説明がなされました。

これに対して委員より、経済対策であること等の趣旨をかんがみ、多くの地元企業が参画できるように事業の発注をしていただきたいとの意見がなされた次第であります。

次に公園緑地課関係部分では、国の「きめ細かな交付金」を一部充当し、別府公園文化ゾーンの駐車場、いわゆる市役所西側駐車場の全面的な改修を行うとともに、その西側駐車場の上段に照明灯を設置し、公園利用者及びビーコンプラザの催しの際における来場者の利便性の向上を図りたいこと、またその他都市公園整備費として、上人ヶ浜公園における張り芝の改修を行い、さらには都市計画決定された公園で唯一トイレのない朝日公園においてトイレの整備をすることで、地元住民の健康増進及び憩いの場として供したいとの説明がなされました。

次に道路河川課関係部分については、市独自に一般財源を活用した、市内の小規模土木事業者への支援強化を行うとともに、国の経済危機対策補正を活用した関の江平道線ほか道路整備を行い、さらには堀田地区里道の老朽化した橋梁のかけかえ工事を新規に行うとともに、板地川ほか河川の護岸整備補修をいたしたいとの当局説明がなされた次第であります。

これに対し委員より、現在の経済状況を勘案するとき、市内の事業者が等しく享受できるように入札等に配慮願いたいとの意見や要望がなされました。

最終的に議第110号関係部分については、いずれも採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したものであります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

（総務文教委員会副委員長・加藤信康君登壇）

総務文教委員会副委員長（加藤信康君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告いたします。

総務文教委員会は、去る12月2日及び9日の本会議において付託を受けました議第83号平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分外14件について、12月10日に委員会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、補正予算議案7件について御報告いたします。

まず議第83号情報推進課関係部分については、新たにデジタル放送の受信が困難な東山や内成地区等について、共聴施設の新設を行う事業費として、本市が社団法人デジタル放送推進協会からの助成金とあわせて補助するものとの説明がありました。

委員からは、デジタル放送に関する問い合わせや、低所得者に対するチューナーの無料配布等について今後相談が増加することが見込まれるので、本市としても十分な対応ができるよう要望がありました。

次に職員課関係部分ですが、議第83号から議第88号までの人件費関係部分について、いずれも人事院勧告による給与改定に伴う減額と、4月の定期人事異動等の確定により、各事業別の人件費に変更が生じたため補正を行うものとの説明を受け、これを了といたしました。

続きまして、議第110号関係部分については、国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」による「きめ細かな交付金」を活用し本庁舎冷温水器等の整備や、小・中学校の施設整備、さらに温水プール空調設備等各種体育施設の整備を行うとの説明を関係各課よりそれぞれ受け、これを了とした次第であります。

そのほか本委員会補正予算関係部分についても、当局説明を了とし、最終的に議第 8 3 号平成 2 2 年度別府市一般会計補正予算（第 5 号）、及び議第 8 4 号から議第 8 8 号まで計 5 件の各特別会計補正予算、さらに追加上程された議第 1 1 0 号平成 2 2 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）総務文教委員会関係部分を採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例の一部改正議案 3 件についてであります。まず議第 9 4 号別府市公民館条例の一部改正については、平成 2 3 年 4 月 1 日より別府市婦人会館を北部地区公民館分館に転用することに伴うものであり、これにより地域住民を中心に使用が可能となり、使用料収入につながる等のメリットが考えられる。また、本施設は築 4 0 年を経過し老朽化が進んでいるが、平成 2 1 年度に延べ 1 万 6 , 8 5 2 人の利用者があったことなどから、将来の抜本的な見直しがされるまでの暫定的な措置とし、利用者の活動を引き続き支援しながら管理運営を行うものとの説明がありました。

委員からは、将来的な方向性として同地区内にある他の施設との連携等について質疑がなされました。

これに対し当局から、まず北部地区公民館本館や亀川出張所の施設老朽化について、また児童館等を設置している北部コミュニティーセンターについては、現在、地域の中で公民館的役割も果たしていることも考慮し、今後、地区内の施設について調整していかなければならない等の説明があり、これを了といたしました。

また、議第 9 0 号別府市役所事務分掌条例の一部改正について、及び議第 1 1 1 号別府市職員の給与に関する条例の一部改正についても、それぞれ当局説明を適切妥当と認め、条例改正議案については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

そのほか議第 1 0 8 号別府市基本構想の制定については、委員から、基本計画及び実施計画についての確認や、作成期間中の議会への報告について質疑がなされました。

これに対し当局から、市民の総意に基づいて作成したいとの考えから、アンケート調査等も行い、幅広い分野の方々に参加していただき作成した。議会への中間報告等は不足したかもしれないが、本会議での一般質問等でいただいた意見等も踏まえ、これからの本市の方向性を示す「基本構想」を作成することができたと考えている。今後は後期基本計画作成時等において、議員の御意見をさらにいただきながら進めていきたいとの説明を了といたしました。

また、議第 9 6 号及び議第 1 0 5 号の指定管理者の指定について、議第 1 0 6 号別府市速見地域広域市町村圏事務組合規約の一部変更についても、それぞれ当局説明を適切妥当と認め、以上 4 件の議案については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に議第 1 0 9 号市長専決処分については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案 1 5 件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（観光経済委員会委員長・浜野 弘君登壇）

観光経済委員会委員長（浜野 弘君） 観光経済委員会は、去る 1 2 月 2 日及び 9 日の本会議において付託を受けました議第 8 3 号平成 2 2 年度別府市一般会計補正予算（第 5 号）関係部分外 8 件につきまして、1 2 月 1 0 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、議第 8 3 号平成 2 2 年度別府市一般会計補正予算（第 5 号）関係部分についてで

あります。

観光まちづくり課関係部分では、スポーツイベント誘致に要する経費の追加額として、スポーツ大会等の誘致の結果、当初の利用を越える見込みとなったことから大会開催補助金の追加計上をしようとするもの、緊急雇用創出に要する経費として、別府市観光協会に事業を委託し、観光関係者を対象に3カ国語の無料語学講座等を開催するための経費を補正計上しようとするもの等の説明がなされました。

委員より、無料語学講座の開催について、観光客受け入れのための語学研修は、本来は民間事業者がみずから行うべきものであり、担当課は行政がすべき仕事と民間がやるべき仕事のすみ分けを明確にしなければならない等の意見がなされました。

当局から、民間ができる分はシフトする取り組みを進めていますが、そのための十分な基盤ができてないため、市のサポートが必要な状況であるとの答弁がなされた次第であります。

これに対し委員から、本事業も含め観光施策の実施に当たっては、目標設定や効果の検証を行うことについて要望がなされました。

そのほか温泉課関係部分では、指定管理者の指定に伴う指定管理料の債務負担行為について補正計上をしようとするもの、商工課関係部分では、中心市街地活性化及び緊急雇用創出の一環として中心街のイベント情報等の管理を一元化し、まちなかマップや情報誌の発行をすることにより、まちなかのにぎわい再生に資する事業を行おうとするものとの説明がなされました。

最終的に採決の結果、議第83号平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第85号平成22年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）関係部分については、当局から、第3スタンド解体工事に伴う本場開催の休止時期に合わせ、老朽化した選手宿舎等の空調設備改修工事を行うため、関連経費を計上するものとの説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、温泉課所管の温泉施設に関連する議第97号から議第101号までの指定管理者の指定についての5議案であります。

当局から、今回の指定管理者の選定について、公募、非公募施設の選定経過及び対象となる温泉施設の直近の収支状況をもとにした参考価格の設定並びに過去5年間の指定管理料との比較等についての説明がなされました。

委員より、指定管理者の選定に当たっては、新規応募者があったときは財務状況や業務に対するノウハウの有無等の実態を精査するとともに、指定管理者の指定後も業務内容が果たしているかの検証を行うことが必要との指摘がなされました。

さらに、これまでの指定管理者であった財団法人別府市総合振興センターが応募しなかったことにより雇員の職が失われる可能性があるため、雇用の引き継ぎ等について考慮していただきたいとの意見があり、委員会としても、その点については十分配慮をするように要望がなされた次第でございます。

最終的に、議第97号から議第101号までの指定管理者の指定についての5議案については、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

次に、文化国際課所管の国際交流会館に関する議第102号指定管理者の指定については、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第110号平成22年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

観光まちづくり課関係部分では、中国からの豪華客船の受け入れ態勢を整備するための国際観光船誘致促進協議会負担金の追加額及び志高湖並びに神楽女湖の施設整備工事に必

要な経費を計上しようとするもの、また商工課関係部分では、勤労者体育センターの側溝整備に必要な経費を計上しようとするもの、さらに農林水産課関係部分について、林業では、かねてより整備を実施している林道櫛下線の整備を、また水産業では、漁場環境を保全するため、別府湾沖の海底清掃に必要な経費等を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

最終的に採決の結果、議第110号平成22年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案9件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（厚生消防委員会委員長・萩野忠好君登壇）

厚生消防委員会委員長（萩野忠好君） 去る12月2日及び9日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第83号平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分外5件について、12月10日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第83号平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分についてであります。

障害福祉課関係部分についてであります。当局より、特別障害者手当等支給に要する経費の追加、また地域生活支援に要する経費のうち、日中一時支援事業委託料及び日常生活用具給付費において、利用者の増加などにより追加計上するものであるとの説明があり、委員より、特別障害者手当の仕組みや日常生活用具の利用実態などの質問がなされ、当局の説明を受け、これを了とした次第であります。

続きまして、児童家庭課関係部分についてであります。当局より、歳入として放課後子どもプラン推進事業費補助金の追加による計上、歳出として市内にある放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるクラブが3カ所ふえ、指導員配置に要する経費を計上するものであるとの説明があり、委員より、受け入れに関連し幼稚園児や小学5、6年生の受け入れ状況の質問がなされ、これに対し当局より、幼稚園児については全クラブで、また小学5、6年生についても受け入れを行っているクラブがあるとの説明がありました。そのほか関連施設などの待機児童の状況について質問がなされ、当局の説明を受け、これを了とした次第であります。

続いて環境課関係部分についてであります。まず歳入として、「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」に基づきレジ袋の無料配布を中止した事業所中、3事業所より有料配布されたレジ袋の収益金の一部を寄附していただいたとの当局説明がありました。

また歳出についてであります。この寄附金を環境保全活動に活用するため、「生ごみ処理機」を購入、小学校に配布するもので、学校給食の調理などで発生する「生ごみ」を堆肥化し、生成した堆肥を花壇などに使用することにより、ごみの減量化及びリサイクルの推進が図られ、また生徒への循環型社会形成推進の啓発としての効果も得ることができるとの当局説明があり、これを了とした次第であります。

そのほか高齢者福祉課及び保健医療課関係部分についても、当局説明を適切受当とし、最終的に議第83号平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第95号別府市火災予防条例の一部改正についてであります。住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合は、住宅用防災警報器などを設置しないこ

とができることとされたことに伴い、別府市火災予防条例を改正するものであるとの当局の説明がありました。

委員より、報知器の設置状況の質問や周知方法についての意見、要望などがなされ、当局の説明を受け、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第110号平成22年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

社会福祉課関係部分についてであります。当局より、市営納骨堂の雨漏りによる屋上の改修及び社会福祉会館の非常灯などの老朽化による改修のため、追加計上するものであるとの説明があり、これを了とした次第であります。

続きまして、保健医療課関係部分についてであります。当局より、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン接種について、国より臨時特例交付金として助成されることが決定したため、追加計上するものであるとの説明がありました。

委員より、接種における費用負担についての質問がなされ、これに対し当局より、各ワクチンの対象年齢における接種については無料であるとの説明がありました。そのほか運用などの質問、要望がなされ、当局の説明を受け、これを了とした次第であります。

そのほか本委員会関係部分についても当局説明を適切受当とし、最終的に議第110号平成22年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第89号平成22年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議第93号別府市手数料条例の一部改正について、並びに議第103号指定管理者の指定についての以上3件は、いずれも当局の詳細なる説明を適切受当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告及び討論の通告はありませんので、これより上程中の全議案について順次採決を行います。

お諮りいたします。上程中の全議案のうち、議第83号平成22年度別府市一般会計補正予算（第5号）から、議第90号別府市役所事務分掌条例の一部改正についてまで、及び議第93号別府市手数料条例の一部改正についてから、議第108号別府市基本構想の制定についてまで、並びに議第110号平成22年度別府市一般会計補正予算（第6号）及び議第111号別府市職員の給与に関する条例の一部改正についての以上26件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上26件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上26件については、各委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第109号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、承認すべきものであります。

お諮りいたします。議第109号については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり承

認することに決しました。

次に日程第2により、行財政・議会改革等推進特別委員会の中間報告を求めます。

(行財政・議会改革等推進特別委員長・河野数則・君登壇)

行財政・議会改革等推進特別委員長(河野数則・君) 行財政・議会改革等推進特別委員会から、中間報告をいたします。

行財政・議会改革等推進特別委員会における議会改革につきましては、議員定数の減数改定を決定し、本年第1回の定例会において可決されたところでございます。

その後、付託されました他の案件につきまして、さらに審査を重ねてまいりました結果、一定の結論が出ましたので、御報告を申し上げます。

初めに、議員報酬及び政務調査費につきましては、「別府市特別職報酬等審議会条例」における市長諮問事項ではございますが、市議会みずからで行財政改革の推進を図るべく、本特別委員会において検討することとしたものであります。

まず議員報酬につきましては、市議会の議員定数の減数改定等を決定し、年間約4,800万円の削減がなされることになった結果、今回の改定は見送ることと決定をした次第であります。

続いて、政務調査費の交付額につきましては、地域主権が推進される中、市議会の活動が以前にも増して広く専門的な調査・研究が必要となる中で、交付額改定につきましては、さまざまな議論がなされたところでありますが、各会派より具体的な改定額を提示いただきながら協議を進めた結果、最終的に平成23年度より、議員1人当たりにつき月額7万円を月額4万円に減額をすること、また、行政視察旅費につきましても減額をすることを、全会一致で決定した次第であります。

また、平成20年度より領収書添付義務化などを開始したことに伴い「政務調査費の手引き」を作成し運用してきたところでありますが、2年余りが経過し、この間、実績等を精査した結果、用途の透明性の確保をしつつ、政務調査活動に寄与できるよう速やかな見直しを図る必要があるとの観点から、本委員会において協議をし、見直すことと決定いたしました。

協議の結果、政務調査費の用途から「事務所費」を除くことといたしました。これは、議員のさまざまな活動の基盤となる事務所については、活動内容が広いがゆえに、その透明性の確保が非常に困難であるとのことから、公費の充当をしないこととするものであります。

またこれに関連して、備品の購入につきましても、調査活動とその他の活動の区別がつきがたく、資産形成等の問題も発生する場合もあることから、購入価格を上限5万円とするとともに、上限価格を超える事務用機器につきましては、リースやレンタル契約に限定すること、さらに必ず実態に応じた按分比率で充当することとしたものであります。

以上2点の改正を平成23年度より適用することといたしましたが、時間的な制約もあり、これ以外の細かな見直しにつきましては、改めて十分な時間を確保し、今後さらなる検討を加えることといたしました。

なお、「別府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正(案)」につきましては、平成23年第1回定例会において、本委員会より提案予定でございます。

最後に、「各種審議会及び委員会等への市議会議員の参画について」であります。

かねてより懸案事項でありました本件につきましては、先進地視察により各市の進捗状況等の調査を進め、当局への協力を求めた上で検討してまいりました。議会のチェック機能確保の観点からして、法律で規定している場合を除いて各種審議会、委員会に参画をすべきでないとの意見等が出される中、最終的に正副委員長において関係各課とのヒアリングを行った結果、当局より、市政におけるさまざまな懸案事項がある中、多岐にわたる専

門知識が求められることから、継続して参画することへの強い要請がなされたところであり、ります。

このようなことから、平成23年度より、議員の参画人数を最小限に整理すること、また、すべての委員会等において議員が会長及び委員長等の役職にはつかないこと、及び議員に対する謝礼等を条例で定められている場合を除き、辞退をすることと決定した次第であります。

以上、行財政・議会改革等推進特別委員会の中間報告とさせていただきます。(拍手)
議長(野口哲男君) 以上で、行財政・議会改革等推進特別委員会の報告は終わりました。

次に日程第3により、報告第14号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局から説明を求めます。

(副市長・友永哲男君登壇)

副市長(友永哲男君) 御報告いたします。

報告第14号は、公用車による交通事故外5件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

議長(野口哲男君) 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(野口哲男君) 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に日程第4により、議員提出議案第18号環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に関する意見書から、議員提出議案第22号子どもの健やかな育ちを保障する「認可保育制度」拡充を求める意見書まで、以上5件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第18号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(5番・松川章三君登壇)

5番(松川章三君) 議員提出議案第18号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に関する意見書

我が国の第1次産業は、国民に安全・安心な食料を供給するのみでなく、国土や自然環境の保全、伝統文化の継承など多面的機能を有しており、国家の安定的発展に大きな役割を果たしているが、去る11月9日に政府は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

これは、TPPが原則として例外を認めない完全な貿易自由化を目指した協定であることから、国内の農業・漁業を初めとしたあらゆる産業界に及ぶと思慮され、さらには地域経済をより一層大きく冷え込ませるとともに、雇用環境を極度に悪化させるものである。

仮にこの交渉に参加して関税などの国境措置が撤廃された場合、電気電子、機械などの製造業においては、自由貿易という大きな流れの中で競争力低下を防ぐなどの想定はされるが、完全自由化に対応できるほど構造改革が進んでいない我が国の農林水産業やその他の産業では、食料自給率やその生産額は大幅に低下すると考えられ、ひいては市民生活に重大な影響を及ぼしかねないものである。

よって、国及び政府におかれては、日本の食料事情や農林水産業に及ぼす影響を十分に配慮し、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加については、下記のとおり慎重に検討すべきであることを強く要望する。

記

- 1 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）は、国内農業や地域社会に壊滅的な影響を与えるのみならず、食料危機が懸念される中で国民生活にとっても取り返しのつかない事態を招きかねず、国民合意が得られるまで十分に時間をかけること。
- 2 食料安全保障の確保や農林水産業の多面的機能の発揮などを初めとした食の安全・安定供給、食料自給率の向上を図るとともに国内の農林水産業の振興を損なわないように配慮した対応をすること。
- 3 今後の農産物貿易交渉に当たっては、これまでのＷＴＯ農業交渉における「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、食料・農業・農村基本計画と整合性を持って交渉を行うこと。
- 4 農林水産業の重要品目の取り扱いについては、慎重に対応するとともに生産者が安心して経営できるよう国内対策を明らかにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 15 日

別 府 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 18 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第 19 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（4 番・荒金卓雄君登壇）

4 番（荒金卓雄君） 議員提出議案第 19 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方経済の活性化策を求める意見書

地方の経済・雇用は依然として極めて厳しい環境に置かれ、地域間格差もますます拡大しています。今必要なことは、何よりも地域で仕事を生み出すことであり、その上で雇用の維持・創出や失業者支援の抜本的強化などを強力に推し進め、地方経済の活性化を図らねばなりません。しかし、今国会に提出された補正予算は、こうした地方の厳しい状況を

認識しているとは到底思えず、国民生活を守ろうとの責任感や緊張感が全く感じられません。自治体が思い切った対策を打てるように、国は大胆に支援すべきであります。

地方では、真に必要な公共事業の推進や農商工連携の拡充、観光振興の拡充など、地域の实情に応じた経済対策が求められています。特に学校や公共施設の老朽化、耐震化対策や橋梁や上下水道など社会資本ストックの改修等は住民生活を守る上でも、今後進めていかねばなりません。

よって、政府におかれては、以下の項目を含め、地域に即した事業支援による地方経済の活性化策を速やかに実施するよう強く要請します。

記

- 1 「地域活性化交付金」の拡充を含め、自治体に対する予算を大幅に拡充すること。
- 2 厳しい雇用状況の中で自治体における雇用創出がより図られるよう「重点分野雇用創造事業」の要件緩和など拡充策を講じること。
- 3 老朽化した学校施設等、社会資本の再生整備を推進するため、財政的支援（老朽施設改造工事費の国庫負担対象の拡充など）を含めた対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第19号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第20号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（1番・穴井宏二君登壇）

1番（穴井宏二君） 議員提出議案第20号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）は、致死率の高い「成人T細胞白血病（ATL）」や、進行性の歩行・排尿障害を伴う「せき髄疾患（HAM）」等を引き起

こします。国内の感染者数（キャリア）は100万人以上と推定され、その数はB型・C型肝炎に匹敵します。毎年1,000人以上がATLで命を落とし、HAM発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいます。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていません。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が6割以上を占めています。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであることを知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。一部自治体では、妊婦健康診査時にHTLV-1抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止しています。

平成22年10月6日、厚生労働省は官邸に設置された「HTLV-1特命チーム」における決定を受け、HTLV-1抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、通知を改正し、各自治体に発出しました。これにより、全国で感染拡大防止対策が実施されることとなります。そのためには、医療関係者のカウンセリング研修やキャリア妊婦等の相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発等の総合的な対策の推進が不可欠です。

よって政府におかれましては、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）の感染拡大防止に伴う「HTLV-1総合対策」を推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

- 1 医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急を実施すること。
- 2 HTLV-1母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウンセリング体制の整備を図ること。
- 3 相談支援センターを設置し、感染者及び発症者の相談支援体制の充実を図ること。
- 4 感染者及び発症者のための診療拠点病院の整備を推進すること。
- 5 発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
- 6 国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。
- 7 発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第20号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第20号については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第21号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（18番・野田紀子君登壇）

18番（野田紀子君） 議員提出議案第21号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険制度は、2000年（平成12年）4月に発足して今年で10年になります。その事業計画は3年ごとに見直しがあり、2012年4月から第5期が始まります。

10年前の発足時には、「家族介護から社会介護へ」や「老後の安心」がうたい文句にされましたが、施設入所の待機者はふえる一方、保険料やサービス利用料の負担が重く、サービス利用を控えている実態もあります。

このような中で、社会保障審議会介護保険部会長は2012年度からの第5期介護保険制度案を同部会に提示しました。厚生労働省は、これをもとに介護保険法改正案を来年の通常国会に提出する意向です。

その主な内容は、40歳未満の国民からも介護保険料を徴収すること、1割の利用料を引き上げること、ケアプラン作成を有料にすること、特養ホームなどの介護保険施設は単なる集合住宅の住まいにすること、料理や洗濯などの「生活援助」は介護保険から外して自治会やNPO法人等が提供すること、要支援1、2、または介護度1程度の人の介護は保険外とすることなどと、さらなる負担増と介護難民をつくり出す制度案になっています。制度の改悪と言わざるを得ません。

介護が必要な高齢者が、いつでも介護を受けられるようにするには、制度全般にわたる改善が必要です。よって、次のとおりの改善を強く求めます。

記

- 1 国の介護給付費負担を当面30%とし、段階的に50%にすること。
- 2 保険料・利用料の減免を国の制度とすること。
- 3 療養病床を廃止せず、グループホーム、特別養護老人ホーム、養護老人ホームなどの基盤整備を進めること。
- 4 介護予防の推進と、これに必要な財源を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第21号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（野口哲男君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第21号については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第22号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11番・猿渡久子君登壇）

11番（猿渡久子君） 議員提出議案第22号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

子どもの健やかな育ちを保障する「認可保育制度」拡充を求める意見書

6月29日、政府は少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定しました。これは、経済成長戦略の一環として提案されており、市場原理の導入、直接契約・直接補助方式への転換、指定業者制度導入を柱にするものであり、子どもの権利や発達保障とは無縁の内容です。

現行の認可保育制度は、「公的責任」「最低基準」「応能負担」という三つの福祉の必要条件を柱とした保育制度です。一方、新システムの保育制度の内容は、国と市町村の責任を後退させ、予算は丸ごと「一括交付金」化して自治体の自由に任せるといふものです。また、幼保一体化といいながら、幼児教育は単なる就学準備のための保育に、保育は保護者が働いている時間だけ預かる託児にするもので、これまでの日本の保育や幼児教育の到達を無視した幼保一体化の名に値しないものです。

よって、国及び政府におかれては、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を撤回し、子どもたちの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て、働き続けられる「認可保育制度」の拡充を図るよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第22号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（野口哲男君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第22号は、否決されました。

次に日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。平成22年第4回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成22年第4回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会